

## 第9章 資料

(資料 1)

### 那須町災害対策本部条例

(昭和 42 年 3 月 25 日条例第 4 号)

改正平成 24 年 12 月 5 日条例第 21 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 23 条の 2 第 8 項の規定に基づき、那須町災害対策本部(以下「災害対策本部」という。)に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第 2 条 災害対策本部長は、町長がこれに当たり、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第 3 条 災害対策本部長は必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(委任)

第 4 条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

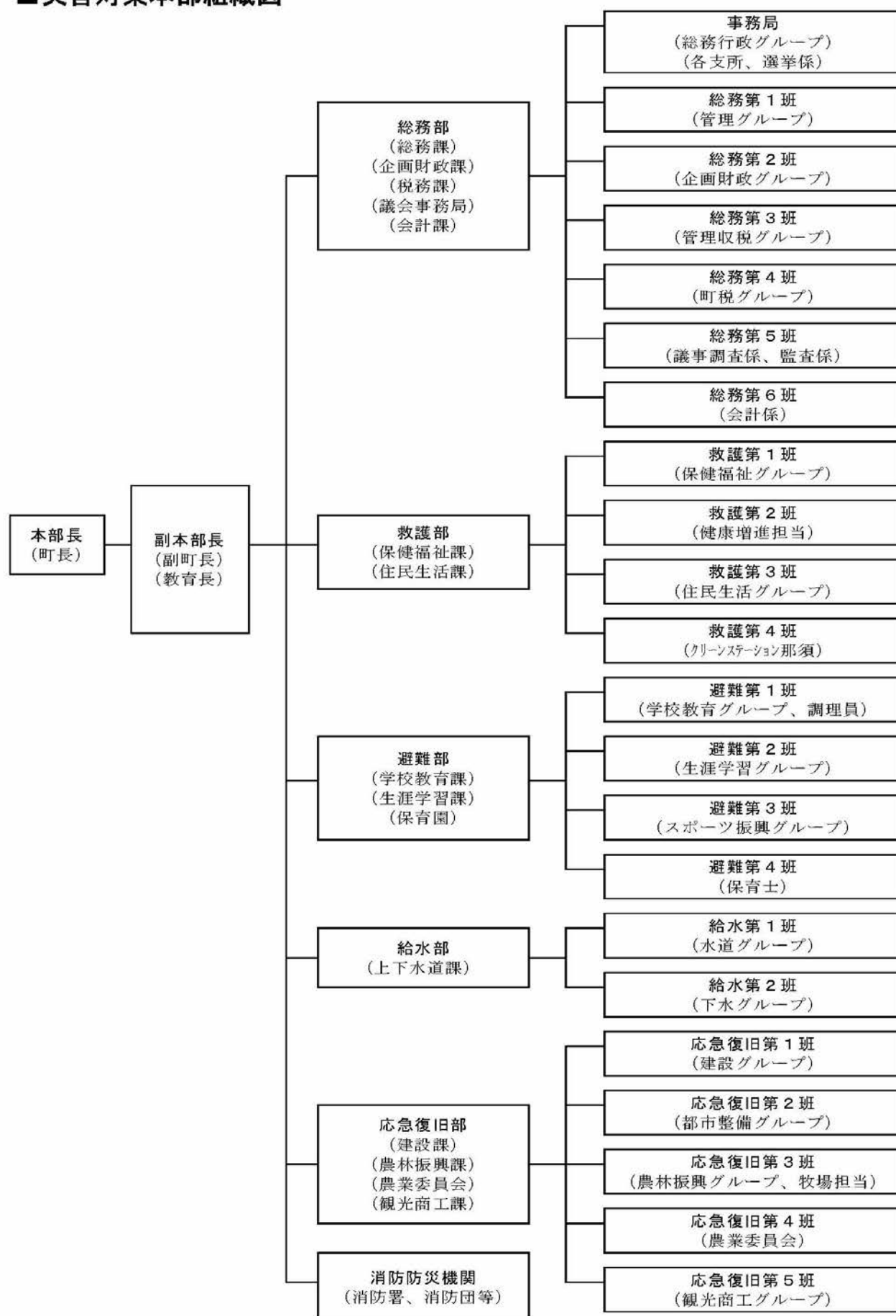
附 則

この条例は、公布の日から施行する。

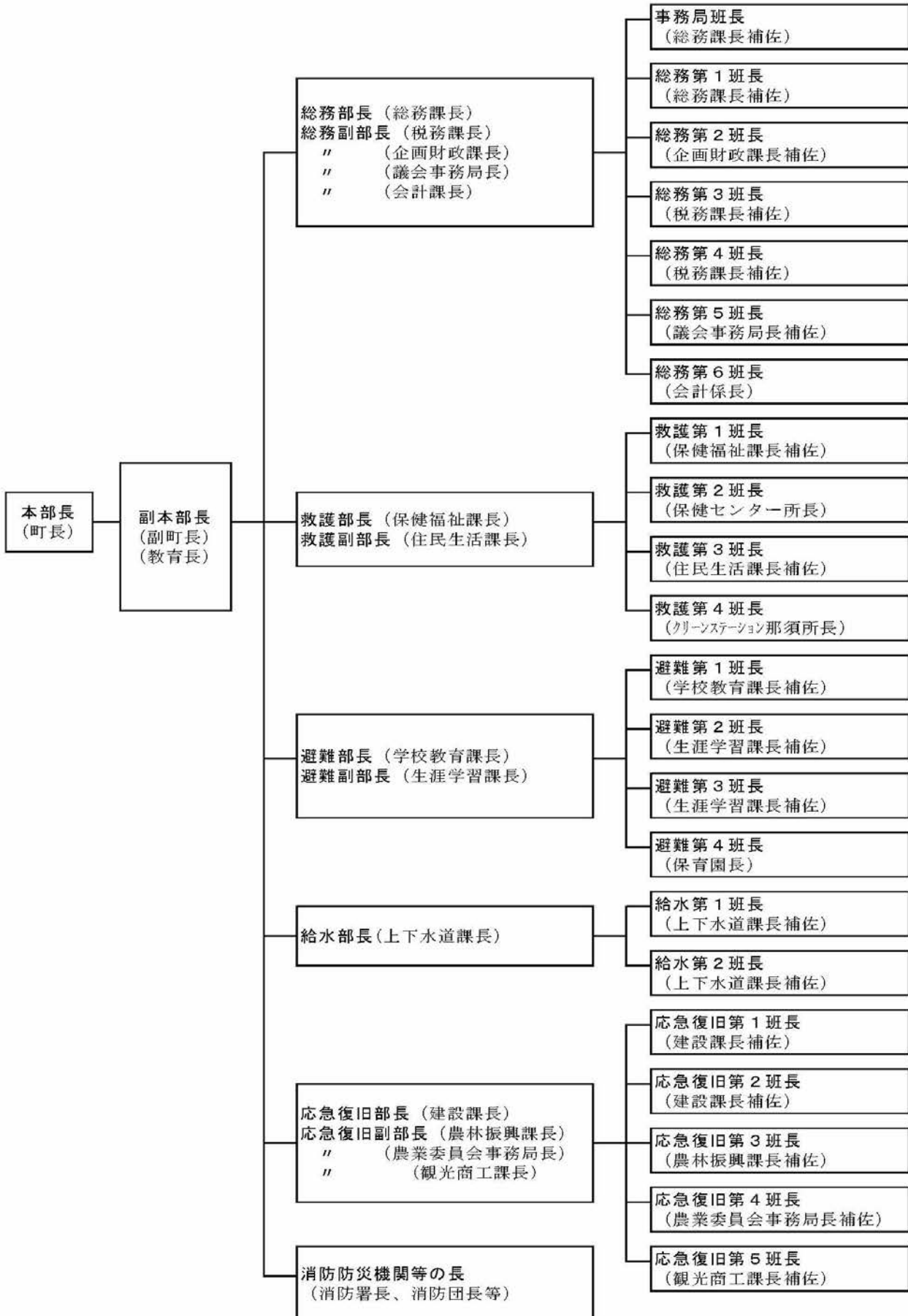
附 則(平成 24 年 12 月 5 日条例第 21 号)

この条例は、公布の日から施行する。

## ■災害対策本部組織図



■災害対策本部指揮系統図



## 那須町り災証明書交付要綱

(平成 23 年 3 月 11 日告示第 28 号)

(趣旨)

第 1 条 この告示は、暴風、豪雨、洪水、地震、その他の異常な自然現象(火災を除く。)によって生じた被害(以下「り災」という。)の証明書の交付について必要な事項を定めるものとする。

(証明書の申請)

第 2 条 り災の証明書の交付を受けようとする者は、り災証明書交付申請書(様式第 1 号)またはり災届出証明願(様式第 2 号。以下「り災証明書等交付申請書」という。)に次の書類を添付して、り災後 30 日以内に町長に申請しなければならない。ただし、当該期限を経過したことにつき、やむを得ない事情があると町長が認めたときは、この限りではない。

- (1) り災状況が確認できる書類
- (2) その他町長が必要と認める書類

(証明書の交付)

第 3 条 町長は、り災者又はその他町長が適当と認める者からり災証明書等交付申請書の提出を受けたときは、当該り災に係る次の証明書(以下「り災証明書等」という。)を交付するものとする。

- (1) り災の内容を確実な証拠により確認できる場合 り災証明書(様式第 3 号)
- (2) 前号に掲げる場合以外の場合であって、り災を受けた者からり災の届出がされている場合 り災届出証明書(様式第 2 号)

(証明書の交付の特例)

第 4 条 り災証明書等の様式がその提出先において特に定めがある場合には、当該証明書等への証明をもって前条の交付に代えることができる。

(証明事項)

第 5 条 り災証明書で証明する事項は、災害による被害に関する事項とし、被害額については証明しないものとする。

(証明手数料)

第 6 条 り災証明書等の交付に係る手数料は、那須町手数料条例第 7 条第 1 項第 8 号の規定に基づき免除とする。

(補則)

第 7 条 この告示に定めるもののほか、り災証明書の発行について必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、平成 23 年 3 月 11 日から適用する。

那須町震災特例住宅修繕支援金交付要綱

(平成23年4月15日告示第67号)

(目的)

第1条 この告示は、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震により、住宅に被害が生じた所有者(以下「住宅所有者」という。)に対し、修繕工事費用の一部に那須町震災特例住宅修繕支援金(以下「支援金」という。)を交付することにより、すみやかな住宅再建を促進することを目的とする。

(支援金の交付対象)

第2条 支援金の交付対象者は、被災の程度が、町が実施した被災家屋調査(以下「家屋調査」という。)の結果、半壊、一部損壊に認定された住宅所有者とする。ただし、被災者生活再建支援法(以下「支援法」という。)に基づく支援対象となった住宅所有者を除くものとする。

(交付対象の特例)

第3条 前条に規定する住宅所有者のほか、家屋調査の結果、全壊、大規模半壊に認定された被害のうち、支援法の対象にならない住宅所有者が、町内において新築又は修繕工事を行うときの支援金の額は、第5条に掲げる修繕工事の費用区分を準用する。

(支援金交付の期間)

第4条 支援金の交付期間は、平成23年4月15日から平成24年3月30日までとする。ただし、修繕工事に関する資材調達状況等により交付期間を延長することができる。

(支援金の額)

第5条 支援金の額は、別表第1に掲げる区分に応じて交付する。

(支援金の申請及び請求)

第6条 支援金の交付を受けようとする住宅所有者は、那須町震災特例住宅修繕支援金交付申請書兼請求書(様式第1号。以下「申請書類」という。)に次の各号に掲げる必要書類を添付し、町長に提出しなければならない。

- (1) 被災証明書の写し
- (2) 修繕工事の見積書及び領収書の写し
- (3) その他必要と認める書類

(支援金の交付)

第7条 町長は、前条の申請書類を受領したときは、内容を審査のうえ、支援金を交付するものとする。

(支援金の返還請求)

第8条 町長は、支援金の交付を受けた住宅所有者が、次の各号のいずれかに該当したときは、支援金の全部又は一部の返還を求めることができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により、支援金の交付を受けたとき。
- (2) この告示に違反する事実があったとき。

(補則)

第9条 この告示に定めるもののほか、支援金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成 23 年 4 月 15 日から適用する。

別表第 1(第 5 条関係)

修繕工事費用(消費税込み)	支援金の額
50 万円～100 万円未満	50,000 円
100 万円～300 万円未満	100,000 円
300 万円以上	200,000 円

## 那須町被災住宅再建等資金貸付金利子補給金交付要綱

(平成23年6月1日告示第85号)

(趣旨)

第1条 この告示は、東日本大震災により自ら居住していた住宅に被害を受けた者(法人を除く。以下「被災者」という。)が、被災住宅の再建等のために必要な資金(以下「再建等資金」という。)の借入に係る利子について、那須町補助金等の交付に関する規則(平成21年規則第8号。以下「規則」という。)及びこの要綱の定めるところにより、その一部を補助することにより被災者の住宅再建を円滑に行うことを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、用語の意義はそれぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 金融機関等 銀行、信用金庫、労働金庫、信用組合、農業協同組合、農林中央金庫、独立行政法人住宅金融支援機構その他金融機関
- (2) 毎月払い借入金 再建等資金の借入者と金融機関との間の金銭消費貸借契約(以下「金消契約」という。)に定められた毎月払いの償還に係る借入金
- (3) 6ヵ月払い借入金 金消契約で定められた6ヵ月払いの償還に係る借入金
- (4) 償還日 金消契約で定められた償還日
- (5) 半壊 町発行のり災証明上の半壊家屋
- (6) 一部損壊 町発行のり災証明上の一部損壊家屋
- (7) 被災者生活再建支援金 被災者生活再建支援法(平成10年法律第66号)第3条第1項に規定する被災者生活再建支援金

(利子補給対象者)

第3条 利子補給を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。ただし、賃貸に供する住宅を除く。

- (1) 被災者であつて、町内において、自ら居住するための住宅を建設又は購入、若しくは補修する者
- (2) 自ら居住していた住宅の被害が半壊又は一部損壊であり、被災者生活再建支援金の交付を受けない者
- (3) 金融機関等から再建等資金(住宅金融支援機構については、災害復興住宅融資に限る。)の貸付を受けた者
- (4) 平成26年3月31日までに本要綱に基づく交付申請を行う者

(利子補給対象限度額)

第4条 利子補給の対象限度額は、500万円を限度とする。

2 借入額が500万円に満たないときは、当該借入額を限度とする。

3 借入額が100万円未満のときは、補給対象としない。

(利子補給期間)

第5条 利子補給期間は、金融機関の第1回償還日から5年間とする。

(利子補給金の額)

第6条 利子補給金の額は、毎月払い借入金の額及び6ヵ月払い借入金の額それぞれを10万円で除した数値に別に掲げる数値を乗じて得た額を合計した額とする。

2 1回に交付する利子補給金の額は、前項で算出した限度額を毎月払い借入金においては60、6ヵ月払い借入金においては10でそれぞれ除した額の1円未満の額を切り捨てた額とする。

(利子補給金の交付時期)

第7条 利子補給金の交付は、4月の年1回とする。

(利子補給申込及び通知)

第8条 利子補給の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、那須町被災住宅再建等資金貸付金利子補給金申込書(様式第1号)に必要な書類を添付して町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項に規定する申込書を受理したときは、その内容を審査するとともに、利子補給の可否を決定し、那須町被災住宅再建等資金貸付金利子補給金決定(却下)通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(変更の届出)

第9条 申請者は、前条の申込みを行った後で、借入条件に変更があったときは、那須町被災住宅再建等資金貸付金利子補給金変更届(様式第3号)により町長に届け出なければならない。

(利子補給金決定の変更)

第10条 町長は、前条の届出により第8条第2項の決定(却下)通知書の内容に変更を生じたときは、那須町被災住宅再建等資金貸付金利子補給金決定変更通知書(様式第4号)により、申請者に通知するものとする。

(利子補給金の交付申請)

第11条 第8条第2項の規定による利子補給の決定を受けた申請者は、那須町被災住宅再建等資金貸付金利子補給金交付申請書(兼実績報告書)(様式第5号)に取扱金融機関の前年分の償還状況に関する証明書を添付して、毎年1月31日までに町長に提出しなければならない。

(利子補給金の交付の条件)

第12条 町長は利子補給金の交付について、次の各号に掲げる条件を付するものとする。

(1) 申請者は、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、別記様式第6号によりその旨を直ちに町長に報告しなければならない。

ア 借入金の繰上償還を行った場合

イ 申請者の氏名、住所又は利子補給金振込口座の変更があった場合

ウ 償還金の償還を行わなかった場合

エ その他町長が必要と認める場合

(2) 繰上償還を行った後の利子補給金額は、繰上償還を行った日以降に交付することとしていた利子補給金から繰上償還額を減じた額とし、当該額が零又は負の数値となる場合においては利子補給を打ち切るものとする。

(3) 金融機関に対する割賦償還金の延滞があった場合は、償還がなされるまでの間利子補給の交付を停止する。

(利子補給の決定の取消し及び返還)

第13条 町長は、利子補給の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該決定を取消し、又は既に交付した利子補給金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) 偽りその他不正な手段により利子補給を受けたとき。

(2) 借入金又は利子補給金を目的以外に使用したとき。



- (3) 借入金の償還をしなかったとき。
- (4) 前条に規定する報告を正当な理由なく怠ったとき。
- (5) 住宅建設資金により取得した住宅の全部又は一部を他人に貸し付け、若しくは売却したとき。
- (6) 申請者が死亡したとき。
- (7) 申請者が辞退したとき。
- (8) その他町長の指示等に従わなかったとき。

(補則)

第 14 条 この告示に定めるもののほか、必要事項は別に定める。

#### 附 則

この告示は、平成 23 年 3 月 11 日から適用する。

## 東日本大震災に伴う被災者等を受け入れた宿泊施設に対する助成金交付要綱

(平成23年3月28日告示第40号)

(目的)

第1条 この告示は、平成23年3月11日に発生した東日本大震災の被災者や福島第一原子力発電所及び第二原子力発電所の事故による避難者(以下「東日本大震災に伴う被災者等」という。)を受け入れた町内の旅館及びホテル等(以下「宿泊施設」という。)に対し、減額もしくは割り引いた宿泊料の一部を助成することにより、観光産業の振興発展を図ることを目的とする。

(助成対象)

第2条 助成金の助成対象は、次の宿泊施設とする。ただし、栃木県から避難所として指定された施設は除くものとする。

- (1) 平成23年3月28日以降、1,000円控除した宿泊費用を被災者等に対して請求した宿泊施設
- (2) 平成23年3月28日以降、宿泊料を通常料金から4割以上割り引いて宿泊させた宿泊施設で、1,000円控除した宿泊費用を被災者等に対して請求した宿泊施設

(助成金交付の対象期間)

第3条 助成金交付の対象期間は、平成23年3月28日から平成23年4月30日の宿泊分までとする。

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、次のとおりとする。

- (1) 第2条第1号の場合 一人一泊1,000円(小学生未満は、一人一泊500円)
- (2) 第2条第2号の場合 一人一泊2,000円(小学生未満は、一人一泊1,000円)

(助成金の申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする者は、東日本大震災に伴う被災者等を受け入れた宿泊施設に対する助成金交付申請書兼実績報告書(様式第1号)に東日本大震災に伴う被災者等宿泊名簿兼助成名簿を添付し、町長に提出しなければならない。

2 前項の申請は、月末締め毎月1回とする。

(交付決定)

第6条 町長は、前条の申請書を受理したときは、これを適当と認めるものについては交付の額を決定し、助成金交付決定通知書(様式第2号)を当該申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第7条 前条に規定する助成金の交付決定を受けた者は、東日本大震災に伴う被災者等を受け入れた宿泊施設に対する助成金交付請求書(様式第3号)を町長に提出するものとする。

(助成金の返還請求)

第8条 町長は、助成金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当したときは、助成金の全部又は一部の返還を求めることができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により、助成金の交付を受けたとき。
- (2) この告示に違反する事実があったとき。

(補則)

第9条 この告示に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(適用期日)

- 1 この告示は、平成 23 年 3 月 28 日から適用する。  
(この告示の失効)
- 2 この告示は、平成 23 年 7 月 31 日をもって、その効力を失う。

## 那須町被災者義援金配分委員会設置要綱

(平成23年6月1日告示第86号)

(設置)

第1条 那須町における災害に係る義援金の公平かつ効果的な配分を行うため、那須町被災者義援金配分委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所管事務)

第2条 委員会の事務は、次のとおりとする。

- (1) 配分対象者に関すること。
- (2) 配分基準に関すること。
- (3) 配分時期に関すること。
- (4) 配分方法に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、義援金の配分に関し必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 那須町自治会連合会代表
  - (2) 那須町民生委員児童委員協議会代表
  - (3) 社会福祉法人那須町社会福祉協議会代表
  - (4) 副町長
  - (5) 総務課長
  - (6) 企画財政課長
  - (7) 前各号に掲げる者のほか、町長が必要と認める者
- 2 前項に掲げる者が、義援金被配分者となることが予想される場合は、委員から除外できるものとする。ただし、町長が当該委員の被災状況を勘案し適当と認める場合は、この限りでない。
- (委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、副町長をもって充てる。
- 3 副委員長は、総務課長をもって充てる。
- 4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員長は、会議で協議した事項について、遅滞なく町長に報告するものとする。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、保健福祉課において処理する。

(補則)

第7条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から適用する。

## 東日本大震災緊急対策資金取扱要領

(平成 23 年 6 月 1 日告示第 82 号)

改正平成 23 年 9 月 30 日告示第 131 号平成 24 年 3 月 30 日告示第 42 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、那須町中小企業振興資金融資規則(以下「規則」という。)第 2 条の規定に基づく「東日本大震災緊急対策資金」の取扱いについて定めるものとする。

(融資対象者)

第 2 条 融資対象者は、町内で 1 年以上引き続き同一事業を営む中小企業者で、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 東日本大震災において直接的被害を受けた者で、災害関係保証又は東日本大震災復興緊急保証の要件に該当する者
- (2) 東日本大震災において間接的被害を受けた者で、中小企業信用保険法第 2 条第 4 項第 5 号(ハ)の認定を受けた者
- (3) 東日本大震災において間接的被害を受けた者で、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第 128 条第 1 項第 1 号の認定を受けた者

(資金の用途)

第 3 条 資金の用途は、事業の再建及び経営の安定に必要な運転資金及び設備資金とする。

(融資限度額)

第 4 条 融資限度額は、1,000 万円とする。

(融資期間)

第 5 条 融資期間は、7 年以内とする。ただし、融資期間の内 6 ヶ月以内を限度として据置期間を認めるものとする。

(返済方法)

第 6 条 返済方法は、取扱金融機関の定めるところによるものとする。

(融資利率)

第 7 条 融資利率は、1.4%以内とする。

(保証人)

第 8 条 保証人は、原則不要とする。ただし、法人においては代表者を保証人とすることを要する。

(信用保証)

第 9 条 信用保証協会の保証を付すこととする。

(信用保証料)

第 10 条 信用保証料は、次の各号のとおりとする。

- (1) 第 2 条第 1 号 0.7%
- (2) 第 2 条第 2 号 0.8%
- (3) 第 2 条第 3 号 0.7%

(利子補給補助)

第 11 条 利子補給補助は、借入人に対し融資額の 1.4%以内を融資実行後に 1 回行うものとする。

(信用保証料補助)

第12条 信用保証料補助は、借入人が融資期限内に返済すべき金額を完済した場合において、信用保証協会に支払った信用保証料の額を20万円を限度として補助する。

(実施期間)

第13条 実施期間は、次の各号のとおりとする。

- (1) 第2条第1号 平成23年4月15日から平成24年3月31日まで
- (2) 第2条第2号 平成23年4月15日から平成23年9月30日まで
- (3) 第2条第3号 平成23年9月1日から平成24年3月31日まで

(申込手続)

第14条 融資の申込みをしようとする者は、所定の融資依頼書及び通常の運転資金、設備資金と同じ申込提出書類の他に、次の各号の必要書類を添付の上、那須町融資振興会に提出する。

- (1) 第2条第1号 被災証明書
- (2) 第2条第2号 中小企業信用保険法第2条第4項第5号(ハ)の認定書
- (3) 第2条第3号 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第128条第1項第1号の認定書

(預託金)

第15条 預託金は、那須町中小企業振興資金融資規則に定める額とする。

(損失補償)

第16条 損失補償は、信用保証協会が代位弁済した場合、(株)日本政策金融公庫からの保険金を控除した金額の2分の1とする。

## 附 則

1 この告示は、平成23年4月15日から適用する。

(実施期間の延長)

2 東日本大震災緊急対策資金取扱要領第13条第1号及び第3号の実施期間を平成25年3月31日までとする。

附 則(平成23年9月30日告示第131号)

この告示は、平成23年9月1日から適用する。

附 則(平成24年3月30日告示第42号)

この告示は、告示の日から適用する。

## 東日本大震災に伴う高速道路の無料措置に係る被災証明書交付要領

(平成 23 年 6 月 29 日告示第 100 号)

(趣旨)

第 1 条 この告示は、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災(以下「東日本大震災」という。)によって被害を受けたことを証する証明書(以下「被災証明書」という。)の交付について必要な事項を定めるものとする。

(交付の目的)

第 2 条 この要領は、東日本大震災に伴う東北地方の高速道路の無料措置に使用するための被災証明書を交付することにより、被災者支援に寄与することを目的とする。

(被災証明書の交付対象者)

第 3 条 被災証明書の交付対象者は、東日本大震災に那須町内で被災した者(法人及び団体等は除く。)とする。ただし、町長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

(被災証明書の申請)

第 4 条 被災証明書の交付を受けようとする者は、被災証明書交付申請書(様式第 1 号)に次の書類を添付して、町長に申請するものとする。

(1) 運転免許証写し又は健康保険証写し等(パスポート及び住基カードを含む。)

(2) その他町長が必要と認める書類

(被災証明書の交付)

第 5 条 町長は、被災証明書交付申請書の申請があった場合において、適当と認める場合には、被災証明書を交付するものとする。

(証明事項)

第 6 条 被災証明書で証明する事項は、東日本大震災による下記の被害を受けたことを証明するものとする。

(1) 建物、家財等の被害

(2) 塀、門扉等の被害

(3) 農地、農業用施設の被害

(4) その他の被害

(証明手数料)

第 7 条 被災証明書の交付に係る手数料は、那須町手数料条例第 7 条第 1 項第 8 号の規定に基づき免除とする。

(補則)

第 8 条 この告示に定めるもののほか、被災証明書の発行について必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、平成 23 年 6 月 20 日から適用する。

## 那須町私立学校等の校庭の放射線量低減対策費補助金交付要綱

(平成23年9月16日告示第120号)

(趣旨)

第1条 この告示は、那須町私立学校等の校庭の放射線量低減対策費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、那須町補助金等の交付に関する規則（平成21年規則第8号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この告示は、東日本大震災により放射能等の影響が生じている町内私立学校等の校庭の放射線量を低減させるために実施する放射線量低減工事に要する経費の一部を補助することにより、子どもたちの健康及び安全安心の確保に資することを目的とする。

(用語の定義)

第3条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 私立学校等 私立学校法（昭和24年法律第270号）第2条第3項に規定する私立学校及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）による保育所に該当しない保育施設であって同法第59条の2に基づく届出が必要な施設
- (2) 校庭 私立学校等における校庭又は園庭

(補助対象事業)

第4条 この補助金の交付の対象となる工事は、私立学校等が町内施設において実施する放射線量低減工事であって、次のいずれかの工法によるものとする。ただし、栃木県が実施する放射線量低減対策費補助金の補助対象となる場合は、補助対象としないものとする。

- (1) 表土を3センチメートル以上除去し、除去した表土を地下埋設する方式であり、1メートル以上の覆土を行うもの。
- (2) 前号と同等の効果があると町長が認める工法

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、放射線量低減工事費（消費税を含む。）に2分の1を乗じて得た額とし、千円未満を切り捨てた額とする。

(交付申請等)

第6条 補助金の交付を受けようとする者が、規則第4条の規定により提出する書類は、次のとおりとする。

- (1) 工事関係書類の写し（契約書及び工程表）
- (2) 校庭の工事着手前写真
- (3) 工事着手前の校庭の放射線量測定値（校庭の四隅及び中央）
- (4) その他町長が必要と認める書類

第7条 補助金交付申請の期間は、平成23年12月28日までとする。

2 申請は、原則として1回のみとする。

(実績報告)

第8条 補助事業者が規則第11条の規定により提出する書類は次のとおりとする。

- (1) 工事終了後における放射線測定値（校庭の四隅及び中央）
- (2) 工事にかかる内訳書の写し



- (3) 工事にかかる領収書の写し
- (4) 工事状況写真
- (5) その他町長が必要と認める書類

附 則

(適用期日)

- 1 この告示は、告示の日から適用する。

(適用区分)

- 2 この告示の適用期日前に実施した放射線量低減工事については、この告示による補助対象とするものとする。

那須町放射性物質による健康影響検査助成金交付要綱

(平成 24 年 1 月 13 日告示第 3 号)

(趣旨)

第 1 条 この告示は、体内に取り込んだ放射性物質による健康への影響を監視するため実施する甲状腺エコー検査、尿検査及び母乳検査に要する検査費用の助成に関し必要な事項を定めるものとする。

(検査の種類、対象者及び実施方法等)

第 2 条 検査の種類、対象者及び実施方法等は、次の各号の定めるところによる。

(1) 甲状腺エコー検査

ア 対象者 平成 24 年 1 月 1 日時点で、那須町に住所を有する 0 歳から 18 歳以下の者及びその他町長が必要と認めた者とする。

イ 検査方法 契約医療機関における個別検査とする。

ウ 実施方法 20 歳までは隔年実施、21 歳以上は 5 年毎に実施する。

(2) 尿検査

ア 対象者 那須町に住所を有する母子保健法(昭和 40 年法律第 141 号)に規定する乳児、幼児及び母子手帳の交付を受けた妊婦並びにその他町長が必要と認めた者とする。

イ 検査方法 町が指定する検査機関における個別検査とする。

ウ 実施方法 年度内 1 回とする。

(3) 母乳検査

ア 対象者 那須町に住所を有する授乳中の女性とする。

イ 検査方法 町が指定する検査機関における個別検査とする。

ウ 実施方法 年度内 1 回とする。

(費用負担)

第 3 条 検査の費用は、全額公費助成とする。

(助成の方法)

第 4 条 交付金の助成は、償還払い方式により助成する。

(申請者の範囲)

第 5 条 助成金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、検査対象者とする。ただし、検査対象者が 0 歳から 18 歳までの者の場合においては、その保護者(親権を行う者、未成年後見人その他の者で、その者を現に監護する者をいう。)が申請するものとする。

(申請の期間)

第 6 条 申請の期間は、検査日から起算して 1 年以内とする。

(助成金の交付)

第 7 条 申請者は、放射性物質による健康影響検査助成金交付申請書・請求書(別記様式 以下「請求書」という。)に必要事項を記入し領収書を添付して町長に提出するものとする。

2 町長は、前項の請求書の提出があったときはその内容を審査し、適正と認めるときは申請者に助成金を交付するものとする。

(助成金の返還)

第8条 町長は、申請者が虚偽その他の不正行為により助成金を受けたことが明らかなきときは、当該助成金を返還させることができる。

(助成期間)

第9条 検査費用の助成期間は当分の間継続するものとし、本助成を終了する場合の終了時期は、状況を勘案して町長が決定する。

附 則

この告示は、告示の日から適用する。

## 那須町東日本大震災復興推進基金条例

(平成 24 年 3 月 15 日条例第 1 号)

(設置)

第 1 条 東日本大震災からの復興を図るための事業の財源に充てるため、那須町東日本大震災復興推進基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第 2 条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定めるものとする。

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管するものとする。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に換えることができる。

(運用益金の処理)

第 4 条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第 5 条 町長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第 6 条 基金は、その設置目的を達成するために必要な事業の財源に充てる場合に限り、処分することができる。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。